

高校授業料の無償化 を受けるには、 手続きが必要です！



こうとうがっこうどう しゅうがくしえんきん

こうこうせいとう りんじしえんきん

「高等学校等就学支援金」と「高校生等臨時支援金」の

申請をしてください！どちらかの制度で認定となった場合、

令和7年4月から令和8年3月までの授業料が無償となります。

● 無償になるのは**授業料のみ**です。その他の学校諸費等は無償にはなりません。 ● 返済の必要はありません。



「就学支援金」及び「臨時支援金」は、どちらも高校授業料の無償化の制度です。高校の授業料を、国が生徒に代わって負担します。



申請いただいた後、「就学支援金」→「臨時支援金」の順に審査をします。

世帯年収約910万円未満の世帯の生徒は、就学支援金で「認定」となります。

世帯年収約910万円以上の世帯の生徒は、就学支援金で「不認定」となりますが臨時支援金で「認定」となります。

就学支援金で「認定」
(就学支援金により無償化)

就学支援金で「不認定」
→ **臨時支援金で「認定」**
(臨時支援金により無償化)

0円

910万円

世帯年収(めやす)

⚠️ 必ず申請をしてください!!

**申請期限までに申請しなかった場合は、
授業料をご負担いただくことになります。**

申請期限: 令和7年7月22日(火)まで

- 申請は、**オンライン**でしていただきます。
詳しい申請方法は、**裏面**をご確認ください。
- 審査結果は9～10月頃に学校を通じてお知らせします。

申請の流れ

「就学支援金」及び「臨時支援金」の申請は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」で、**オンラインにより申請**をしていただきます。

1. ログイン

右のQRコードを読み込み、「ログインID通知書」に記載されているIDとパスワードでe-Shienにログインします。(※「ログインID通知書」は、学校より配付されます。)



これまで就学支援金の認定を受けていた方
認定中又は一時差止め中の生徒はこちら

(継続申請マニュアル)



これまで就学支援金の認定を受けていない方
不申請、不認定、資格消滅となっていた生徒はこちら

(新規申請マニュアル)



2. 継続意向登録

継続して**就学支援金**を受けたいか・受けないかを選択します。

※受けない場合は、授業料をご負担いただくことになります。

前回の申請で「自己情報を提出する(マイナンバーカードを読み取る方法)」を選択された方

3. 自己情報の提出

「収入状況届出」の入力に進み、マイナンバーカードの読み取りを行います。

2. 意向登録

就学支援金を申請するか・しないかを選択します。**※申請しない場合は、授業料をご負担いただくことになります。**

3. 認定申請

① 所得確認の対象となる保護者等についての情報を入力します。

② 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、以下の3つから選べます。

マイナンバーカード
を読み取る

マイナンバーを画面
上に入力する

マイナンバーカードの写し
等を紙で提出する

4. 臨時支援金の意向登録

臨時支援金を申請するか・しないかを選択します。

※申請しない場合は、授業料をご負担いただく可能性があります。

■ 上記手順の1～3が就学支援金の申請、4が臨時支援金の申請です。必ず両方申請してください。

■ 制度内容、申請方法については大阪府HP(右のQRコード)をご参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180140/kyoishisetsu/furitukoukou/index.html>



■ 収入状況の提出方法を「システム外で提出する」を選択した方は生活保護受給証明書等、必要書類を配付した封筒に入れて、**本紙表面の申請期限までに**、学校事務室に提出してください。

■ インターネット環境のない場合、紙での申請も可能です。学校事務室までご連絡ください。

☑ 税の申告はお済みですか？

○ 今回の申請では、令和6年1月～令和6年12月の収入に基づく**令和7年度の税情報**が必要です。
まだお済みでない場合は、必ず税の申告をしてください！

☑ 「保護者等」の考え方について

○ 所得確認の対象となる方のことを「保護者等」と呼びます。どなたが「保護者等」に該当するのかは、次の順で判断してください。

① 親権者

- 親権者が2名いる場合は、2名について所得確認をします。世帯主のみではありません。
- 再婚の場合は、養子縁組をされない限り、親権者は1名です。(実親同士との再婚を除く)

①がいない場合

② 未成年後見人

家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限ります。

①、②がいない場合

③ 主たる生計維持者

親権者や未成年後見人がおらず、生徒を扶養している方がいる場合は、その方を「主たる生計維持者」とします。

①、②、③がいない場合

④ 生徒本人

生徒本人の収入で生活している場合や、生徒が児童養護施設や里親のもとで養育されている場合は、生徒本人を「保護者等」とします。

○ 在学中、離婚・死別・養子縁組などにより、保護者等に変更があった場合は、学校にご連絡ください。

○ 就学支援金 継続意向登録をされる際に、前回の申請から保護者情報に変更があった方は 保護者等情報変更届出(継続マニュアルP19～参照)を行ってください。